

5 みどりの施策

第1節 施策の体系

～ みどりが支え紡ぐ生活創造都市 せんなん ～

【みどりの基本方針】

【みどりの施策】

いまある‘みどり’を
まもる

- 保安林や自然公園等の指定継続
- 適正な森林管理と再生
- 郷土に根ざした貴重なみどりの保全
- 優良農地の保全と活用
- 生産緑地などの都市農地の保全と活用
- ため池や海浜などの保全と再生

あらたな‘みどり’を
つくり、いかす

- 拠点となる公園の整備
- 農業公園の利用促進
- 身近な公園緑地の適正配置
- 公園の適切な維持管理
- 公園の再編、再生
- 人に優しく安心安全な公園づくり
- 生き物に優しい公園づくり
- 協働で取り組む公園づくり
- 親水空間の整備
- 公共施設の緑化の推進
- 道路緑化の推進
- 花いっぱいのもちづくり
- 事業所・工場等における接道部緑化の促進

みんなで‘みどり’を
そだてる

- みどりを担う人材の育成支援
- みどりにふれあえるイベントの開催
- みどりに関する情報発信や情報交換
- みどりの推進会議の設置
- グリーンバンク事業の設置

第2節 みどりの施策

1. いまある‘みどり’をまもるための施策

保安林や自然公園等の指定継続

本市の南部一帯は、広範囲にわたって金剛生駒国定公園や和泉葛城近郊緑地保全区域、保安林区域等に指定されています。

これらの山林は、本市のみどりの骨格を成す存在であり、今後も、原則としてこれらの指定を継続することにより、その保全を図ります。

なお、地域の活性化に資する都市的土地利用を行う際は、地区計画等で緑化率の最低限度を定め、みどりに富んだ都市環境の維持に努めます。



堀河ダムの背後に広がる山林

適正な森林管理と再生

地すべり、崩壊などの危険性の大きい地域の拡大を防止するため、山地部の自然を保全します。

また、森林所有者と住民、森林ボランティア等の団体、企業等と行政が協働して放置森林の適正な管理と再生に取り組めます。

郷土に根ざした貴重なみどりの保全

樫井川、男里川などの河川に残された自然環境の保全に努めます。

また、大阪府の天然記念物である岡中鎮守社のくす等や、特別緑地保全地区に指定されている男神社、長慶寺などの社寺林は、郷土の歴史に根ざした貴重なみどりであることから、その保全に努めます。

優良農地の保全と活用

本市は、京阪神地区向けの都市近郊農業が盛んな地域であるため、市内には多くの農地が広がっています。

農地は、食料生産基盤としてだけでなく、洪水や土砂崩れの抑制や、多様な生きものの生息場所ともなります。また、美しい農村の風景は人々の心を和ませてくれるなど、多面的な機能を有しています。

今後は、将来を見据えた農業振興地域整備計画の検討を行い、営農を継続すべき農地においては、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく「農空間保全地域制度」を活用し、担い手の育成、農地の集積・集約化など、農地の流動化を促進することにより、農地の遊休化を抑制し、優良農地等を保全します。また、市民農園などとしての活用を促進します。

生産緑地などの都市農地の保全と活用

平成 27 年（2015 年）に都市農業振興基本法が制定され、都市農地の位置づけが、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、計画的に農地を保全することが求められるようになりました。

本市においても、市街化区域内にある生産緑地の多くが、2022 年に指定から 30 年をむかえますが、平成 29 年（2017 年）の生産緑地法の改正により、買取申出の時期を 10 年間延長可能な「特定生産緑地」として指定することができるようになりました。今後、都市における地域住民の身近な緑のオープンスペースとしての農地に着目し、所有者等の意向に基づく「特定生産緑地」としての指定、都市農地貸借法の活用や生産緑地地区の追加指定の継続による都市農地の保全・活用を図ります。

また、都市農業振興基本計画を策定し、良好な市街地形成における農との共存を図ります。

ため池や海浜などの保全と再生

ため池は、泉州地域の特徴的なみどりであり、周辺の樹林地や農地と一体となって、生き物の生息場所や都市景観を構成する要素ともなることから、海宮宮池から入野池に至るため池群をはじめとするため池の保全を図ります。

また、ため池を農業用施設としてだけでなく、地域住民などに憩いや安らぎを与える貴重な資源としてとらえ、水とのふれあいや生き物の生息など多面的な機能の場として維持します。

大阪湾に残った貴重な自然海岸である男里川河口付近の自然干潟においては、様々な鳥類やハクセンシオマネキ（「環境省レッドリスト 2018」絶滅危惧Ⅱ類）等の生息環境を保全するために、その保全と再生に関する啓蒙活動を行うとともに、アドプト・シーサイド・プログラムによる、男里川河口部干潟海岸等の美化活動を推進します。



海岸の清掃活動



ため池

2. あらたな‘みどり’をつくり、いかすための施策

本市の拠点となる公園の整備

「(仮称) 泉南市営りんくう公園」を、本市のレクリエーション拠点として整備します。整備にあたってはPFI法に基づき、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を最大限活用した事業スキームにより、魅力ある都市公園の運営の実現を目指すとともに、あわせて、近年増加傾向にあるインバウンド観光への対応強化も図ります。

また、本公園を一層魅力的な公園にするため、本公園内のPFI事業対象区域外において、民間活力によるグラウンド・ゴルフ場を整備します。



(仮称) 泉南市営りんくう公園平面図 (PFI事業対象区域) とイメージ図



※実際のものとは異なる場合があります

長期未着手の泉南中央公園予定地については、整備検討を進めるとともに、その整備には長期間要する可能性があることから、公共性が高く、みどりの機能を備える民間活力を視野に入れた暫定利用も検討します。

農業公園の利用促進

泉南市農業公園「花咲きファーム」は、自然とふれあうことのできる本市の拠点となる公園です。今後も身近に感じられる農業のPRや環境学習、自然レクリエーションの場として活用し、さらなる利用促進を図ります。



泉南市農業公園「花咲きファーム」



農業公園での花苗植え

身近な公園緑地の適正配置

身近な公園緑地については、今後の人口動向や地域の実情をふまえて、市域全体での公園の適正配置を図ります。

公園の適切な維持管理

既存の公園に関しては、従来の対処的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図るために公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の安全性の確保、コストの縮減、平準化を図る維持補修を進めます。

また、樹木や公園施設等の点検や清掃活動、花壇管理等を、地域と一体となって取組みます。

公園の再編、再生

少子高齢化や人口減少などに対応するために、健康増進や子育てしやすい環境づくりに配慮した公園機能や配置の再編・再生に取り組めます。

公園の再編と再生にあたっては、子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの要となるよう、新たな魅力づくりや活用に取組みます。



あがら新家フェスタ



あがら新家フェスタ

人に優しく安心安全な公園づくり

地震等の災害時における都市公園の防災機能を強化するために、公園の外周部では火災の延焼防止に役立つ緑化に努めます。

また、既に開設している公園も含めて段差解消などに取組み、人にやさしい公園づくりを推進します。

生き物に優しい公園づくり

平成 20 年（2008 年）に生物多様性基本法が制定され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など、生物多様性の確保に向けた取組が重要であると認識されましたが、公園のみどりは、その重要な拠点となります。

本市においても、「(仮称) 泉南市営りんくう公園」内の PFI 事業やグラウンド・ゴルフ場整備事業の対象区域外に、ビオトープの整備を予定しており、今後も生き物の生息環境に配慮した公園づくりに努めます。

協働で取り組む公園づくり

新たな公園の整備や既存公園のリニューアルにあたっては、P-PFI 等の官民連携手法を活用し、ワークショップ等の手法をも取り入れた市民参加による公園づくりに取組みます。

親水空間の整備

樫井川、男里川は、地域住民等のニーズに応じて関係機関等と連携し、地域住民が愛着を持てる親水空間を整備します。



樫井川での清掃活動

公共施設の緑化の推進

市役所、公民館、学校などの公共施設については、都市緑化のモデルとなるよう、都市計画法や建築物の敷地等における緑化を促進する制度（大阪府自然環境保全条例）等関係法令に基づいて、計画的な緑化を推進します。



公共施設の緑化

道路緑化の推進

うるおいのある歩行者空間を形成するとともに、みどりの骨格である軸を形成するために、主要な市道における街路樹などによる緑化を推進するとともに、新たな道路整備にあわせて、景観や防災性の向上に資する緑化に取り組めます。



街路樹

花いっぱいのもちづくり

民有地緑化に関しては、地区計画などの制度を活用した緑化の促進や、「花笑み・せんなんプロジェクト」を通じた花いっぱいのもちづくりに取り組めます。

事業所・工場等における接道部緑化の促進

事業所・工場等については、大阪府の「緑化樹木の無償配付」のPR活動に努めるとともに、「みどりづくり推進事業」の紹介を行うなどにより、接道部の緑化を促進します。

3. みんなで‘みどり’をそだてるための施策

みどりを担う人材の育成支援

「ABC委員会」などの緑化ボランティア活動を支援するとともに、森林の育成に係るボランティア団体の育成に努めます。

また、泉南農業塾や体験型砂栽培プラント展示事業などにより農業の担い手を育成するとともに、大阪府が実施している「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」などを通じて、未来を担う子どもたちの、みどりを大切に作る心を育みます。



農業塾

青少年の森、市民の里、農業公園、紀泉わいわい村といった施設を、市民交流および大阪府、近畿圏など広域の自然交流拠点として活用します。

■泉南農業塾

本市では、農業技術を習得し農業経営を開始しようとする方等を泉南農業の新たな担い手として育成するため、学習専用ほ場（畑）にて実習・研修を実施する泉南農業塾を運営しています。

■体験型砂栽培プラント展示事業

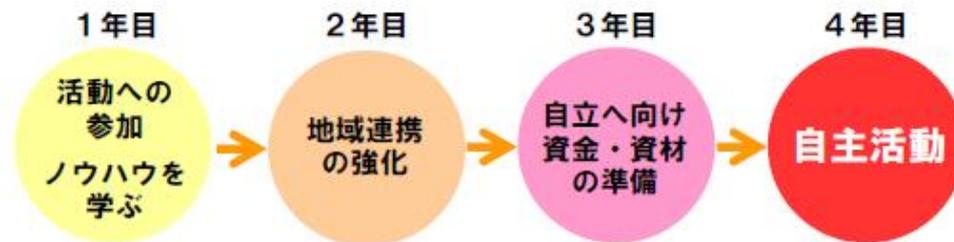
本市では、小規模な砂栽培プラントを設置し、農家をはじめ・関心のある個人・団体・企業みなさんに、砂栽培の見学・体験機会を提供しています。

■みんなで育てる花いっぱいプロジェクト

学校に土と種や苗を支給し、技術支援のもと、学校内で子どもたちが花を育てていくプロジェクトです。

育苗後の花の半分は学校が緑化に利用し、残りは大阪府が管理する道路などの公共空間の緑化に活用していきます。

大阪府（土木事務所）はこの活動を3年間サポート（4年目以降は学校と地域の連携による自主活動）。



みどりにふれあえるイベントの開催

森林体験教室の開催やグリーンツーリズム、海辺の生物観察教室の企画などにより、市内外を問わず、広く森林や海浜保全の重要性について啓蒙する機会の提供に努めます。

また、花卉生産者などとの協働による花やみどりにかかわるイベントの開催や農業関連のイベントなどにより、住民が花やみどり、土とふれあうきっかけづくりを進めます。



せんなん農と海の恵みのマルシェ



花苗配布

みどりに関する情報発信や情報交換

市の緑化推進施策などについての広報活動や、花の見どころなどの情報提供を積極的に展開します。

また、みどりに関する情報交換の場として、市のウェブサイトやフェイスブックなどを活用することを検討します。

みどりの推進会議の設置

市民・行政協働の組織として、緑化推進に関わる具体的な活動方針を取り決めたり、住民や企業などが緑化に取り組む際の参考になるガイドブックなどを作成する「みどりの推進会議」の設置を検討します。

グリーンバンク事業の設置

市民や事業者の所有する不要になった樹木の登録や斡旋、また、緑化廃材を利用したリサイクルの斡旋などを行うグリーンバンク事業の設置を検討します。

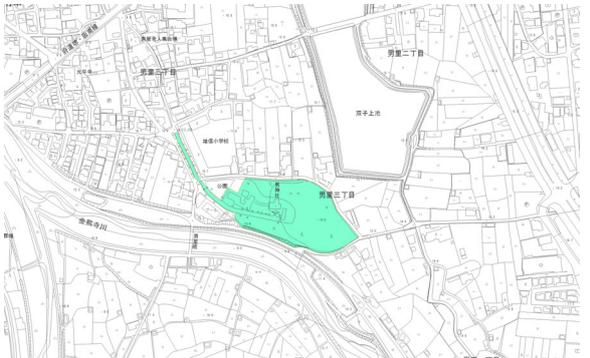
第3節 重点的な緑地の保全を推進する地区

特別緑地保全地区や保全配慮地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定める事項の一つです。それぞれの地区の方向性や取組みの内容を示します。

1. 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然的環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度です。

本市では、男神社の1.4haが特別緑地保全地区に指定されています。

| 地域名 | 面積 (ha) | 指定年月日 |
|--|--------------------------------|-----------------------------------|
| 男神社特別緑地保全地区 | 1.4 | 平成元年3月3日 |
| <p>【地区の概要】 泉南市金熊寺川沿いに広がる男神社の社叢は、ムクノキ、クスノキ、エノキ等が主な構成樹種の鎮守の森で、ホルトノキ、ヒメユズリハ等の暖帯性の樹木も見られる。</p>  | | |
| 保全の方針 | 施設の整備方針 | 土地の買入れや買入れ地の管理方針 |
| 土地所有者との間で、緑地保全や施設整備、植生の維持管理等について役割に応じた管理を行う。 | 必要に応じ、土砂崩壊防止や散策・休憩のための施設を整備する。 | 当面は土地の買入れは行わず、緑地保全や植生管理に向けた支援を行う。 |

2. 保全配慮地区

保全配慮地区とは、風致景観や生態系の保全及び市民の自然とのふれあいの場の提供などを目的に都市の緑地状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、その地区内で講じる緑地保全施策を定める地区のことです。

本市は、保全配慮地区において、持続可能な里山環境を育み、次代に継承するため、市民やNPO等との連携・協働による樹林や農地、水辺が一体となった緑豊かな自然環境の保全と活用に取り組むことが必要と考えます。今後、保全配慮地区候補地の選定を検討します。

よって、候補地は、以下に示すような地区を選定することが望ましいと考えます。

- ①里山など本市のみどりを代表するような地区
- ②生物の生息場所となっていて、生態系を保全する必要のある地区
- ③地域住民などによるみどりに関する活動が行われている地区